

再委託に関するガイドライン

令和7年(2025年)3月 改正

豊中市総務部契約検査課

■ はじめに

再委託については、豊中市財務規則第112条及び（標準）業務委託契約書の規定に「原則禁止」「再委託を行う場合は書面による承諾が必要」とあるにも関わらず、一部の業務について適切な手続きを経ずに再委託が行われていたことが、平成27年度の包括外部監査の中で明らかになりました。

このことは、発注者である市の職員及び契約の相手方が「再委託」についての認識が欠如していたことが原因と考えられます。

このため、再委託にかかる手続きの適正化を図るため、その基準と運用についてこのガイドラインを定めるものです。

なお、本ガイドラインは、平成28年度の契約案件から適用します。

■ ガイドラインのポイント

- 1) 再委託については、（標準）業務委託契約書第10条「一括再委託の禁止」に記載があります。
- 2) 対象となる業務は、事務・事業の委託とします。
- 3) 再委託ができない範囲を、主たる部分又は概ね契約金額の二分の一相当以上と定めるとともに、原則として仕様書などの設計図書等に再委託できない主たる部分等を明示します。
- 4) 運用にあたっては、災害時等の緊急その他やむを得ない場合、会社経営や経済運営の効率化の状況などを勘案して、一括再委託にあたらない場合などを明確にします。
- 5) 再委託の承諾については、承諾しない場合などの基準を明確にします。
- 6) 無断で再委託した場合は、入札参加停止や指名競争入札において指名の制限を受けることがあります。
- 7) 再委託の承諾にかかる手続きの様式を定めます。
- 8) 周知については、市ホームページにガイドラインを掲載するとともに、契約の相手方には契約時に再委託に関する周知を必ず行ってください。また、職員には文書によるほか、研修会や講習会などを通して徹底していきます。

再委託に関するガイドライン

本ガイドラインは、委託業務で再委託を行う場合について、その適切な運用について定めるものです。

1 （標準）業務委託契約書の記載

（標準）業務委託契約書第10条（一括再委託等の禁止）で定めています。

（一括再委託等の禁止）

第10条 受注者は、委託業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4 受注者は、前項により業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合、その第三者に本委託業務の契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、その第三者のすべての行為及びその結果について責任を負う。

5 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

2 別記：個人情報等取扱特記事項の記載

個人情報等取扱特記事項第3条（再委託の制限）で定めています。

（再委託の制限）

3 受注者は、この契約による業務に関して再委託を行うときは、再委託を行う業務の範囲を明確にするとともに、書面により発注者に承諾を得なければならない。

3 適用

平成28年(2016年)4月1日から

4 対象となる業務

豊中市事務決裁規程で規定する事務、事業の委託（工事の委託※を除く。）

※工事の委託とは、工事に伴う設計、監理及び調査並びに測量調査（航空測量を除く。）の委託をいいます。

5 一括再委託の禁止

○ 一括再委託とは

委託業務の全部又は発注者が仕様書などの設計図書等（以下「設計図書等」という。）で指定した主たる部分若しくは概ね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委託し、又は請け負わせることをいいます。

○ 一括再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分若しくは概ね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委託し、又は請け負わせることは、原則禁止します。

（1）業務の全部を第三者へ再委託（いわゆる丸投げ）することはできません。

（2）業務の主たる部分を第三者へ再委託することはできません。

業務の履行にあたって、契約の相手方が自ら履行しなければならないものについては、設計図書等に「主たる部分」として、原則、明示することとします。

明示（指定）された業務は再委託はできません。

また、承諾を得ずに再委託できる軽微な部分についても、設計図書等に「軽微な部分」として、原則明示することとします。

◇再委託できないものとして指定する主たる*部分の考え方

ア 当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務

イ 当該業務における基本的又は中心的なものに位置付けられる業務

※主たる部分の例は、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等です。

◇再委託できる部分の考え方

・ 第三者が行っても差し支えない業務（承諾を得て再委託できるもの）

ア 当該業務を行うにあたり必要なものではあるが、附随的な業務

イ 当該業務の基本的又は中心的なものに対して、補助的な業務

・ 軽微な業務（承諾を得ずに再委託できるもの）

簡易なもの（コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など、容易に扱える簡易な業務など）

ポイント

契約の相手方として自らが行うべき業務（主たる部分）と第三者が行っても差し支えない業務（承諾を要する業務）、及び容易に遂行できる軽微な業務（承諾を要しない業務）を区分しておくことが必要です。

(3) 契約金額による主たる部分の判断

設計図書等に主たる部分の明示ができない場合は、概ね契約金額の二分の一以上に相当する業務の再委託は「一括再委託」に該当するものとします。

ポイント

再委託が想定されるときは、契約締結後、速やかに契約の相手方から見積明細を徴取することが必要です。

6 運用にあたって

運用にあたっては、委託業務はその形態や内容が多岐に亘り、さらには分業化や専門化などが進んでいる状況もあることから、次のような判断例を示します。

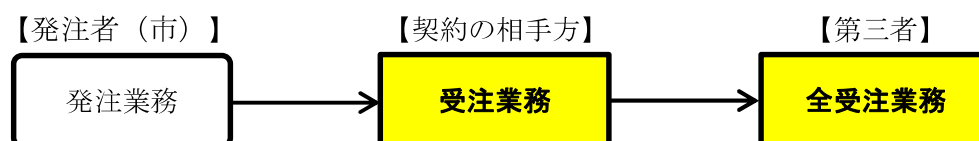
○ 履行内容による判断

(1) 一括再委託にあたるケース

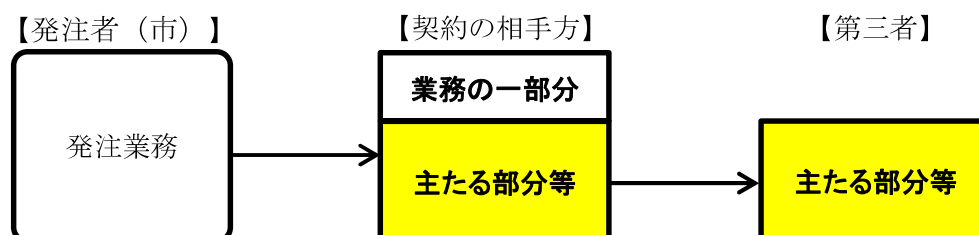
ア 全ての業務又は主たる部分を一者に再委託しようとするとき。

契約の相手方が再委託の相手方に対して指揮、監督する場合でも再委託は承諾できません。

- 一括して全てを第三者へ再委託（いわゆる「丸投げ」）するとき。



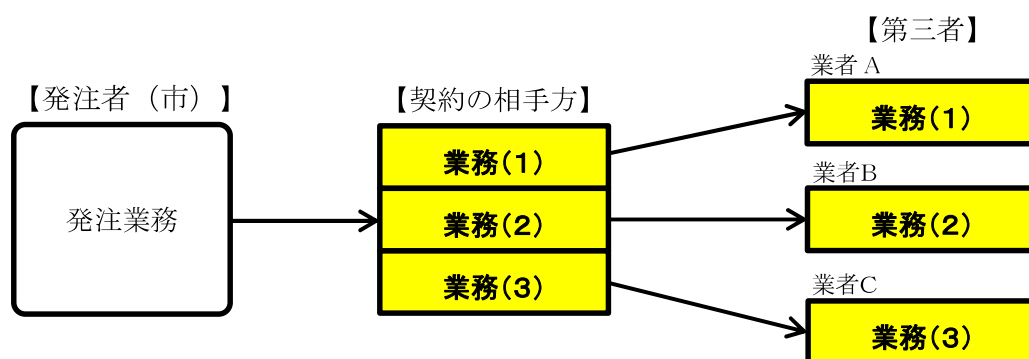
- 業務の一部は自らが実施するが、主たる部分を再委託するとき。



（具体例）契約の相手方が、自らの営業種目である「建物清掃」として主要な業務である施設清掃委託を請け負ったにも関わらず、同じ「建物清掃」を営業種目とする第三者に再委託する場合などです。

※概ね契約金額の二分の一以上に相当する業務を再委託するときも同様です。

イ 全ての業務を分割して複数の業者に再委託しようとするとき



※ 業務を細分化して複数の者に全て再委託し、自らは契約の履行場所に常駐していないため、実際に直接に指揮、監督又は検査等を実施していると認められない場合などです。

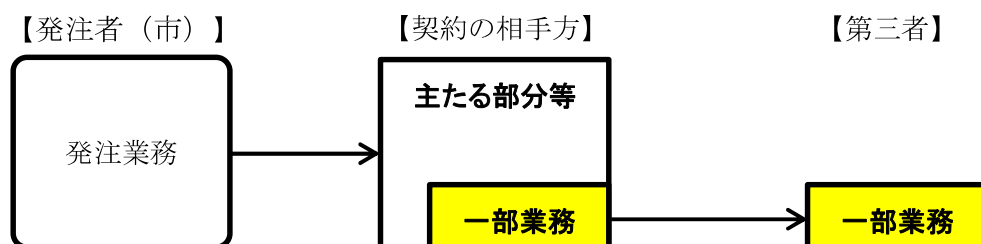
＊ポイント＊

再委託できる場合は、自らも業務の一部を履行し、複合業務等の理由があり、それぞれの業務の実施現場において、再委託の相手方に対して直接に指揮、監督等を実施する場合に限るものです。

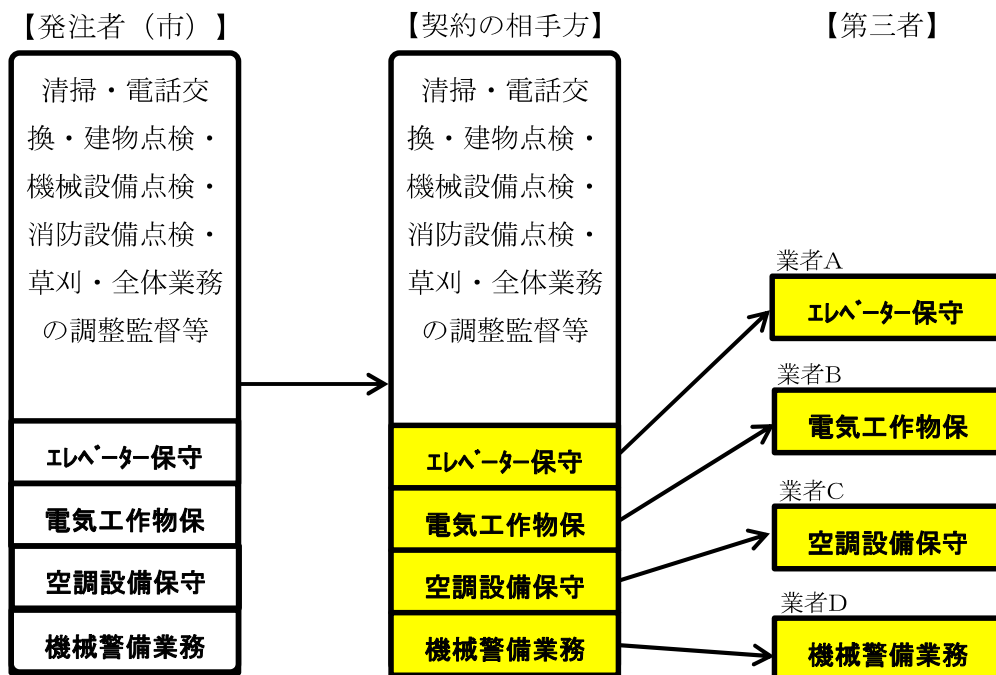
再委託の承諾（後も）にあたっては、必ず指揮、監督等の実態を確認するものとします。

(2) 一括再委託にあたらなないケース

- 一部を再委託するが、業務の大部分又は主たる部分等は自らが実施するとき。



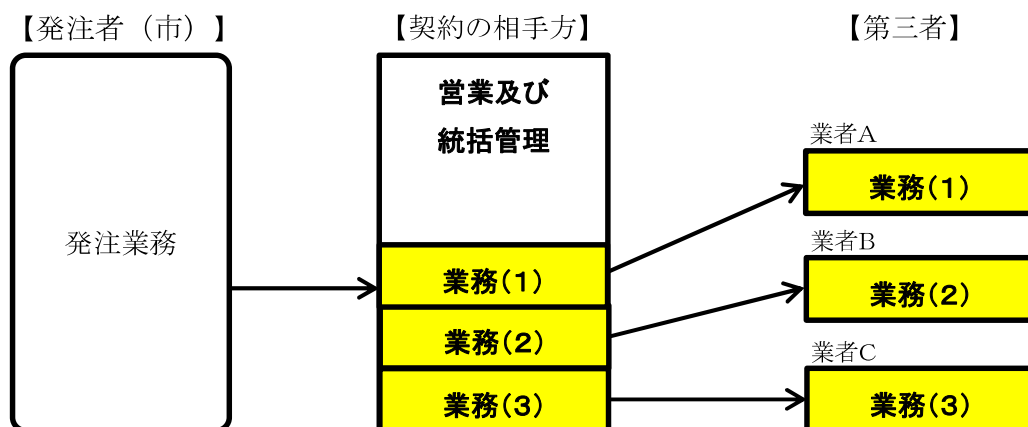
- 多数の業種を含む業務を一括した複合業務として受託した場合、自ら実施できない業務について第三者へ再委託するとき。



☆多岐に亘る業務の発注に対し、一者単独で履行できる業者がほとんどいないケースなどです。

（具体例）施設の総合管理等、業務内容が多岐に亘るため、契約の内容すべてを一者で履行できる者がほとんどいないため、業務を分割し、自ら一部の業務を実施するほか、自ら実施できない業務を第三者へ再委託しなければ履行できないときや、発注者側の都合により複数業務を一括発注としているが、再委託を禁止すると契約を履行できる業者が無いときが該当します。

- 業務を細分化して複数の者に再委託するが、自らも再委託の相手方それぞれの業務実施について、直接の指揮、監督、検査等を行うことで、作業の実施に直接関与するとき。



☆多岐に亘る業務の発注に対し、一者単独で履行できる業者がほとんどいないケースなどです。

「多岐に亘る業務の発注に対し、一者単独で履行できる業者がほとんどいないケース」や「グループ企業の間で営業と役務提供を分業しているケース」など業務を細分化して複数の者に再委託する場合（ただし、主たる部分は契約の相手方が履行する場合があります。）において、再委託全体で契約金額の二分の一を超えても、再委託による業務の実施に当たり、それぞれの業務の実施現場において、契約の相手方が再委託の相手方に対し、直接に指揮、監督等を行うときは、再委託することができるものとします。（ただし、指揮、監督等を業務の実施現場において実施する場合があります。）

（具体例）機械、電算システム等の開発・保守管理等では、機械やシステム等の製造・開発メーカー等が、会社の各部門の営業を行う会社と役務サービスの提供を行う会社等に分社化、グループ化しているところが対象となるものです。

グループ内で役務サービス提供会社の業務に関する入札及び契約その他の営業を、営業担当会社が行う形態となっていることがあります。

＊ポイント＊

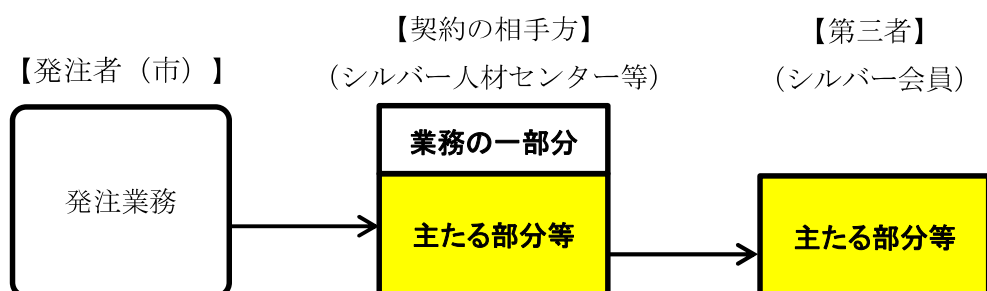
現在、グループ企業への部分委託や専門化による分業委託化が拡大している状況で、その広がりにはコンピュータシステムの開発・改修、機械・設備の維持管理、印刷と製本、設計業務における建物設計と構造計算などに見られます。

（３）一括再委託の例外

- 自らが直接業務を行っていたが、災害等緊急の事情により再委託する必要があり、これを本市が認めたときです。

☆災害等により自ら履行することが困難となった場合、再委託しないと市民生活等に影響があるケースです。

- 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第４１条第１項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第２項に規定するシルバー人材センター（以下「シルバー人材センター等」という。）に３号随意契約（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号）にて役務の提供を受ける契約をするとき。

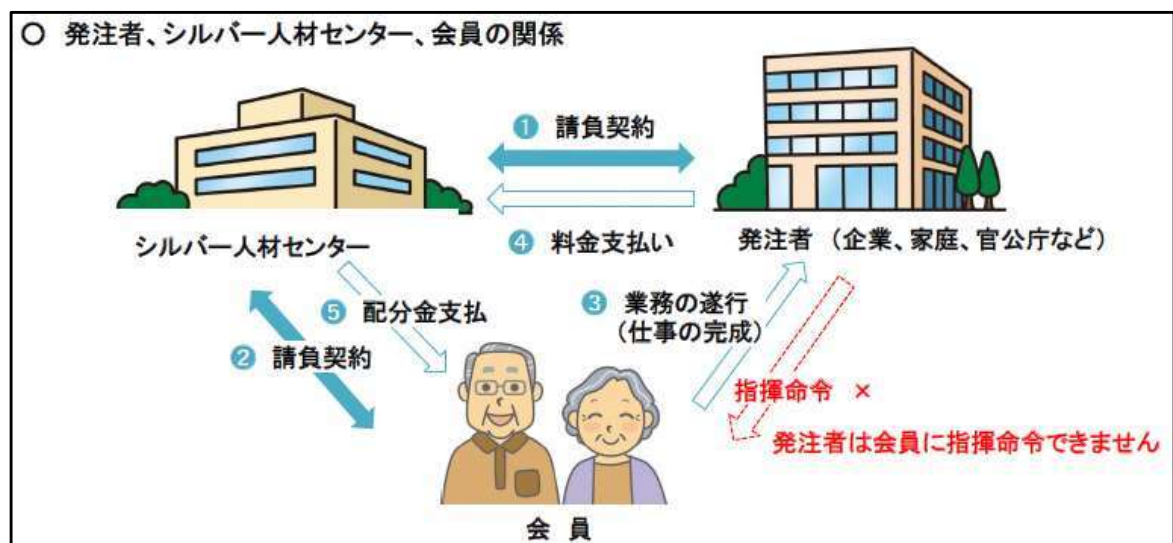


☆シルバー人材センター等は、官公庁などから業務を請負などの形態により受注し、それらの業務を、就業を希望する高齢者（会員）の働く場として提供しています。

また、シルバー人材センター等は、法に設置根拠を持った公益社団法人であり、就業を希望する高齢者と発注者を繋げる窓口的な機能を担っています。

この時、発注者とシルバー人材センター等、会員との関係は、発注者とシルバー人材センター等が業務の完成を目的とした請負契約を締結し、その業務の完成を目的とした請負契約をシルバー人材センター等と会員が締結して、業務を実施しています。

一般的に、この形態は一括再委託に当たりますが、シルバー人材センター等の設置の趣旨を踏まえ、再委託の例外とし、再委託の承諾も要しないものとします。



出 典：『シルバー人材センターの適正就業ガイドライン』
厚生労働省 全国シルバー人材センター事業協会

(4) 再委託する第三者が入札参加停止措置を受けている場合

豊中市入札参加停止基準（以下「停止基準」という。）では、入札参加停止措置を受けている第三者に再委託することはできません（停止基準第7条）。ただし、災害等の事情により緊急な対応が必要な場合や、著作権等の知的財産権を有する場合など、履行可能な第三者が限定される場合は、停止基準第6条ただし書きを準用し再委託を可能とします。

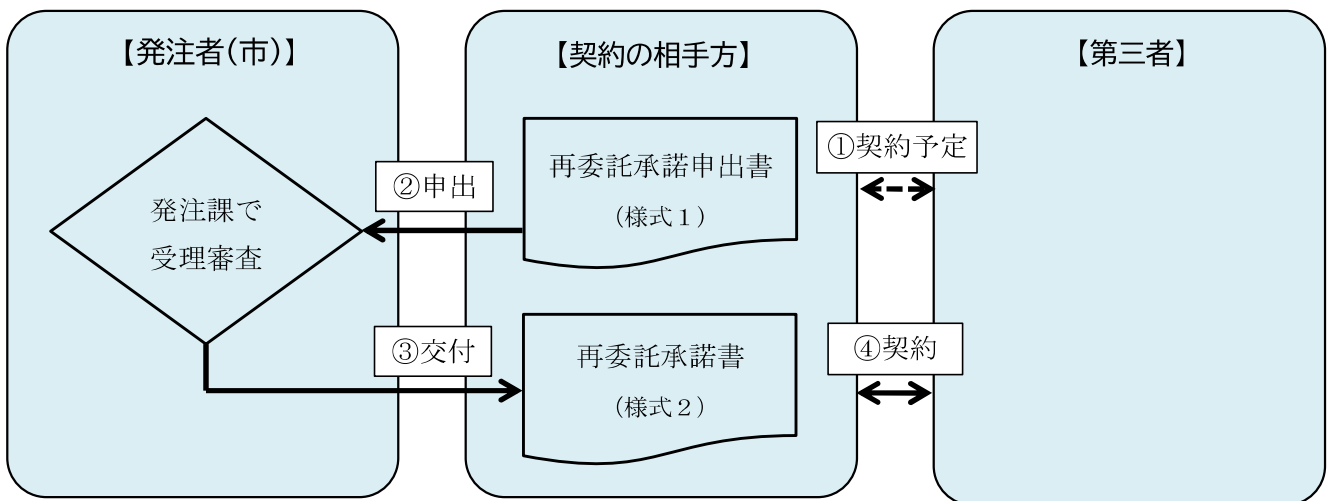
☆災害時の緊急対応やシステムの保守・開発など、再委託しないと市民生活等に影響があるケースです。

7 承諾の手続き

- ①契約の相手方は、第三者と再委託に関する調整を行います。
- ②契約の相手方は、委託業務の一部を再委託しようとするときは、別紙「再委託承諾申出書（様式1）」に必要事項を記載し発注課に提出するものとします。
- ③発注課は、申出書の内容を審査し、再委託が妥当と判断された場合には市長名をもって契約の相手方に「再委託承諾書（様式2）」を交付するものとします。
- ④契約の相手方は、再委託先となる第三者と委託契約を締結します。

【手続きフロー】

■再委託しようとするとき



8 無断再委託を行った者に対する措置

発注者の承諾を得ずに無断で再委託を行った場合は、入札参加停止や指名競争入札において、指名の制限に該当することがあります。該当した場合は庁内情報共有システムで入札参加停止情報又は指名の制限情報を公表します。

※履行完了後、不適切な再委託が判明した場合も同様です。

9 その他

契約時に、契約の相手方に一括再委託等の禁止に係る文書（P 10の案内文）を手渡し、周知をお願いします。

■再委託に関するQ＆A

【印刷製本業務や物品調達の際の搬送】

Q1：複写機などのリース機器をメーカーから直接市に納品する場合は、再委託の承諾を要しますか？

A1：リース契約はリース会社（契約の相手方）が複写機製造メーカーから新品を資産として購入し、その製品を市に賃貸借するものです。リース契約には納品、設置及び機器設定が含まれており、メーカー指定の技術者が同行するのが一般的ですので、承諾を要しないものとします。

【事務のアウトソーシング等の業務委託】

Q2：事務のアウトソーシング等の業務委託で、実際に業務に従事する者が、全て派遣社員である場合、当該業務は再委託に該当しますか？

A2：派遣社員が、契約の相手方に派遣されたものである場合は、当該派遣社員への指揮、監督の権限は契約の相手方が持っており、履行の義務が第三者に委託されたわけではないため、再委託には該当しません。

【指揮、監督、検査等の監理業務を派遣社員が行うこととした場合】

Q3：第三者に再委託した業務の監理等を自社の正社員ではなく派遣会社の派遣社員に任せる予定ですが、監理業務に直接関与していると言えますか？

A3：監理等に当たる者については、必ずしも正社員である必要はなく、契約の相手方と人材派遣業者との派遣契約に基づく派遣社員であっても差し支えありません。直接的に契約の相手方が関与していると認められるかが問われます。

委託業務を再委託する場合は、事前の申出・承諾が必要です

《外注や下請けなどを発注する場合は十分ご注意ください》

市から委託を受けた業務を再委託※する際は、事前の申出・承諾手続きが必要です。

承諾を受けずに再委託契約を行った場合は、入札参加停止や指名競争入札において指名の制限に該当する場合があります。

○再委託を行う場合はあらかじめ市に申出書を提出し、事前に承諾を受けてください。

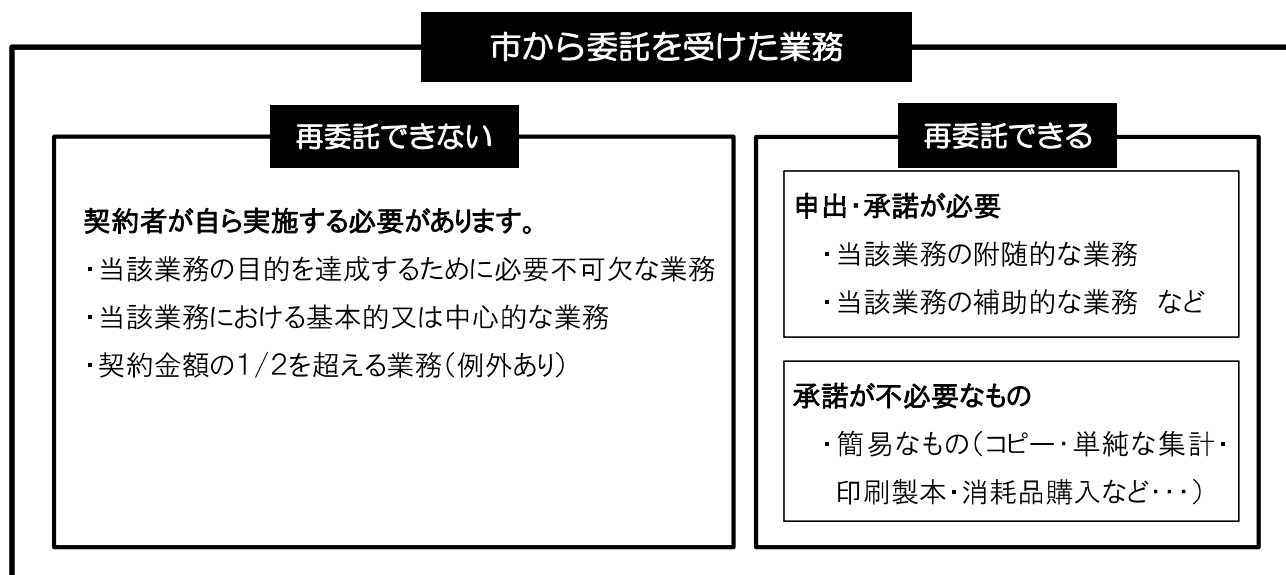
→ 再委託を承諾する場合、市は承諾書を交付します。

承諾書を受領した後に、再委託先と契約を結んでください。

○業務の範囲や金額等について、再委託の制限があります。

→ 再委託が認められない業務の範囲等は、仕様書などの設計図書等に記載します。

ご不明な点がございましたら担当課にお問合せください。



○委託先の制限があります

→ 以下に該当する方に業務を委託することは出来ません

- ・市の入札参加停止措置を受けている者、市の入札参加除外措置を受けている者
- ・暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

(再委託の金額が500万以上の場合は「誓約書」の提出が必要となります。)

※「再委託」とは？

契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者に委託し又は請負わせることを言います。

委託業務の一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は、発注前の申出手続きが必要です。

■豊中市総務部契約検査課

〒561-8501

豊中市中桜塚 3-1-1

電話 06 (6858) 2074

FAX 06 (6858) 7225

(履歴)

平成 28 年(2016 年) 2 月 作成

平成 29 年(2017 年) 2 月 改正

※多岐に亘る業務、入札参加停止措置

平成 29 年(2017 年) 8 月 改正

※シルバー人材センターの取扱い

令和 7 年(2025 年) 3 月 改正

※文言の調整、様式の修正